

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、ビクトリア州から入州する場合、2週間の隔離場所を州政府指定宿泊施設に限る旨発表（8月8日（日）午前1時より施行）

2021年8月9日
在ブリスベン総領事館

●8月8日（日）、クイーンズランド（QLD）州政府は、8月8日午前1時以降、ビクトリア（VIC）州からの入州が認められたいかなる入州者も、2週間の隔離を州政府指定宿泊施設において行わなければならない旨を規定した州首席医務監指令第32号を発令（8月8日（日）午前1時より施行）

1 QLD州政府は、7月30日（金）午前1時以降、過去14日間VIC州及び南オーストラリア（SA）州に滞在し、QLD州への入州が認められた者のうち、一定の条件にかなう場合、2週間の隔離を個人宅で行うことが可能となる旨を規定していましたが、VIC州における新規感染者の増加を受け、8月8日（日）午前1時以降、過去14日間VIC州に滞在した者で入州が認められたいかなる入州者も、州政府指定宿泊施設において2週間の隔離を行わなければならない旨を規定した州首席医務監指令第32号を発令しました。

○8月8日付「州境規制に関する州首席医務監指令第32号（Border Restrictions Direction(No. 32)）」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions>

○本件の詳細に関しては、QLD州への入州に関する州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.QLD.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#where-to-quarantine>

○7月30日付「州境規制に関する州首席医務監指令第31号（Border Restrictions Direction (No. 31)）」に関しては、7月30日付の以下の領事メールをご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus30072021.pdf>

2 感染接触注意喚起については日々更新されており、在留邦人の皆様の滞在されている地域においても、濃厚接触（close contacts）、偶発接触（casual contacts）、低リスク接触（low risk contacts）のいずれも対象場所・日時が大幅に増えていますので、以下の州政府による最新の感染接触注意喚起（英文のみ）を御覧ください。

<https://www.QLD.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>